

中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による

セーフティネット保証8号の認定申請について

■認定要件(次の4つの要件すべてを満たすことが必要です。)

1. 株式会社整理回収機構または株式会社産業再生機構に対して、債権を譲渡されたことを確認できる書類を有していること。
2. 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
3. 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画を規定した事業計画書を作成し、その実行に努めていること。
4. 株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていることまたは株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。

■ご持参いただくもの

- ① 印鑑(法人→代表者印、個人→認印)
- ② 直近の確定申告書、決算書
- ③ 貸付債権の譲渡をした金融機関から受け取った債権譲渡通知書等の写し
- ④ 全ての金融機関からの総借入金残高及び貸付債権の譲渡した金融機関からの借入金残高が確認可能な「直近の」借入金残高証明書(原本)
(借入金残高の基準となる日付がすべて同日であること)
- ⑤ ④に対応した「前年同期の」借入金残高証明書(原本)
(借入金残高の基準となる日付がすべて同日であること)
- ⑥ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取り組み、債務の返済計画等を規定した事業計画書(様式自由)
- ⑦ 貸付債権の譲渡をした金融機関による貸付債権の譲渡時の借入の約定書及び借入の返済条件の変更がなされた整理回収機構との約定書または、産業再生機構が支援決定を申請者に通知した通知書
- ⑧ 直近の確定申告書の表紙(税務署の收受印のあるもの)のコピー
- ⑨ 直近の決算書の「借入金及び支払利息の内訳書」のコピー
- ⑩ 直近の決算書の「貸借対照表」のコピー
- ⑪ 申請書 2枚(お持ちでない方は、ご来社時にご記入いただけます。)

【留意事項】

1. 整理回収機構に対して貸付債権の譲渡がなされる前に、取引金融機関から返済条件の変更を受けている場合は、認定対象になりません。
2. 債務の返済条件変更とは、

- ① 当初期日は変更せず、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
 - ② 期間を延長し、毎月の返済額を軽減し、均等返済とすること
 - ③ 期間を延長し、毎月の返済額を軽減し、残額を期日一括返済とすること
 - ④ 据置期間を延長すること等になります。
3. 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

■受付時間

平日 午前 9 時～11 時 30 分、午後 13 時～16 時 30 分(土日祝、年末年始休み)

■認定窓口・お問い合わせ

〒251-0052 藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館 2 階

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466(21)3813

FAX 0466(25)4500